

別紙

1 「他の法令の規定により」

「他の法令」とは、法律、政令、府令、省令その他行政機関の命令（会計検査院規則、人事院規則等）、条例その地方公共団体がこれに基づき定める規則等をいう。本条の調整の対象となる規定は、開示請求者に対して開示することとされているものであって、一定の場合には開示をしない旨の定めがないものに限られる。

なお、府令、省令その他国の機関の定めた命令については、委任命令であると実施命令（執行命令）であるとを問わない。

2 「開示請求者に対し」

「開示請求者」としたのは、法では、第76条第2項の規定により、代理人による開示請求も認めていることから、本人のほか、代理人も含む趣旨である。

3 「前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合」

他の法令の規定に基づく開示の方法が法第87条第1項本文の開示の方法と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示をしないこととするものである。

例えば、他の法令において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、法では行わず、他の法令によることとなる。その場合であっても、写しの交付の方法による開示については、法に基づく開示請求を行い、開示決定があれば、法第87条第3項の規定により写しの交付の方法を申し出ることができる。

他の法令の規定に基づき開示を行う主体には、開示請求に係る行政機関等のみならず、他の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人その他の主体も含まれる。

4 「開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る」

他の法令における開示に関する規定の中には、開示の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本条の調整措置の対象となるものである。

すなわち、当該期間内においては、他の法令の規定に定める開示の方法が法第87条第1項本文に規定する開示の方法と同一の方法である場合には、法では、当該同一の方法による開示を行わない。当該期間外においては、法に基づく開示請求を行い、不開示情報に該当するか否かの判断を経た上で、開示決定があつた場合には、希望する開示の実施の方法を申し出ることが可能となるものである。

5 「当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない」

他の法令の規定において、開示請求者に保有個人情報を開示することとされてはいるものの、例えば、「正当な理由がなければこれを拒むことができない」、「〇〇のおそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」とされているなど、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、法に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の調整措置の対象とはならない。

6 「他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。」（第2項）

「縦覧」は、法第87条第1項本文において、開示の方法として規定されていないが、個々人に保有個人情報の内容が明らかとなるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、第87条第1項本文の閲覧とみなして、本条では、閲覧の方法による開示は行わない。

7 第1項の「他の法令」と自動車安全運転センター法

第1項の「他の法令」には自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）が含まれ、自動車安全運転センターが、同法の規定に基づき、経歴証明業務として本人の求めに応じて交付している書面に記載されている個人情報については、これと同一の方法による開示は行わないこととなる。